| ヒントカード | ヒントカード | ヒントカード | ヒントカード | ヒントカード |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| ヒントカード | ヒントカード | ヒントカード | ヒントカード | ヒントカード |

| 消費者を守って くれる法律はあ る? | どんな言葉で断るといい? | 相手の対応で何がいけなかった? | 契約の後に 確認をした方が いい事は? | 契約前に確認した方がい事は? |
|--------------------------|---------------------|-----------------|---------------------------|----------------|
| 予算はいくらまで出す? | 商品のどんな表示(マーク)を確認する? | 誰(どこ)に相談する? | 消費者の責任は? | 消費者の権利は? |

| お助けカード | お助けカード | お助けカード | お助けカード | お助けカード |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| お助けカード | お助けカード | お助けカード | お助けカード | お助けカード |

有機JAS マーク

エコマーク 間伐材マーク dscラベル

国際フェア トレード 認証ラベル

農薬や化学肥料などの化学物 質に頼らない、自然力で生産さ れた、農産物、加工食品、飼料、 畜産物、藻類につけられている。

環境保全に役立つと認定され た商品に付けられている。

森を維持するために抜き取った 間伐材を用いた商品に付けら れている。

責任ある養殖管理のもとで育て られた水産物につけられている。 開発途上国の原料や製品を適 正な価格で継続的に購入し、弱 い立場の生産者や労働者の生 活改善と自立を目指したものに 付けられている。

困った時は、一人で悩まずに 「消費者ホットライン」188に 相談。

者に付けられている。

日本通信販売協会の定めた基 環境に配慮し、経済的にも継続 準を満たし、法を守り、適切な販 可能な、きちんと管理された森 売活動をしている通信販売業 林の木材からできた製品に付

けられている。

消費者 ホットライン JADMAマーク FSCマーク レインフォレスト・ アライアンス認証 MSCラベル

森林の保護、労働者の人権尊 重や生活向上、気候危機への 緩和と適応など、より持続可能 な農業を推進した製品につけら れている。

海洋の自然環境や水産資源に 配慮した、持続可能で適切に管 理された漁業でとられた水産物 につけられている。

| お助けカード | お助けカード | お助けカード | お助けカード | お助けカード |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| お助けカード | お助けカード | お助けカード | お助けカード | お助けカード |

知らされる権利

商品選択に必要な情報が得られ、ごまかしや誤認を招く広告 や表示から守られること。

未成年者取消権

未成年者が契約を行うには、保護者の同意が必要であり、同意なく行った契約は、あとから取り消すことができる。 【取り消しできない場合】

- 〇お小遣いの範囲での契約 だった。
- ○18歳以上だと、年齢を嘘つ いた。
- ○契約書の法定代理人の欄 に無断で記入した。

特定商取引法

トラブルが起きやすい訪問販売、通信販売などを対象に、事業者が守るべきルールと、クーリングオフなどの消費者を守るルールを定めた法律。

消費者基本法 JASマーク

消費者の権利の尊重と消費者 の自立を支援する法律 食品から木材まで安心・安全で きる農林水産物と加工品につけ られている。

意見が反映される権利

消費者の意見をもとに消費者 の利益を考えた政策や商品開 発が行われること。

安全が保障される権利

健康や命に関わる危険な商品の製造や販売から守られること。

クーリング・ オフ制度

契約した後でも、一定条件 を満たせば、一度契約した 商品を解約することができ る。

【条件】

- ○契約した場所が店舗や営業 所以外の場所
- ○代金が総額3,000円以上で ある。
- ○契約書を受け取った日も含め て8日以内(販売方法によって 20日間)

製造物責任法 (PL法)

商品の欠陥により、人や財産に 被害を受けた場合、製造業者な どに損害賠償を求めることがで きる法律

消費者契約法

消費者と事業者が結ぶすべて の契約に適用される。消費者 に不利な契約内容を無効にで きることを定めた法律。

| お助けカード | お助けカード | お助けカード | お助けカード | お助けカード |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| お助けカード | お助けカード | お助けカード | お助けカード | お助けカード |

環境に与える影響 を自覚する責任

自分の消費行動が環境に与え る影響を考え、環境に配慮した 商品を選ぶこと。

自己主張し 行動する責任

商品に問題があったとき、相談 したり改善を求めたりして、構成 な取引ができるよう働きかける こと。

健全な環境の中で消費者教育を 働き生活する権利

今や未来の人々を脅かさない 環境で働いたり生活できること

受ける権利

基本的な消費者の権利や責任 ある行動など、商品選択に必要 な知識と能力を得られること。

選択する権利

満足できる品質や公正な価格 で、さまざまな商品を自由に選 べる。

消費者として 団結・連帯する責任

消費者トラブルを解決したり、消 費者の利益を守ったりするため に、協力して行動すること。

社会的関心を持ち批判的な意識を 他社への影響を 自覚する責任

消費行動が、生産者の暮らしや 経済的、身体的に立場の弱い 人など社会全体に与える影響 を考えて行動すること。

持つ権利

商品の価格や品質など関心や 疑問を持ち、与えられた情報を うのみにしないこと。

生活の基本的な ニーズが満たされ 補償を受ける権利 る権利

十分な衣食住や医療、教育、公 衆衛生など生活に欠かせない 物資やサービスが手に入ること。

商品の不良などによる被害に 対し、商品交換や賠償など対応 がとられること。